都市景観形成基準適合確認書

（川越十ヵ町地区都市景観形成地域）

|  |  |
| --- | --- |
| 都市景観形成基準 | チェック欄 |
| 建築物及び工作物に関する基準 | 位置 | ○　道路や敷地に対する建築物の位置は、周囲の町並みとの調和を図るものとする。 | □ |
| 規模 | ○　「川越十ヵ町地区別図１建築物の高さの制限を受ける範囲」の（イ）の範囲における建築物の最高の高さは、「時の鐘」の高さを超えないよう16ｍ以下とする。 | □ |
| ○　「川越十ヵ町地区別図１建築物の高さの制限を受ける範囲」の（ロ）の範囲における建築物の最高の高さについては、周囲の町並みに配慮する。 | □ |
| 形態・意匠 | ○　「川越十ヵ町地区別図２建築物の形態の基準の範囲」の図示の範囲における建築物の形態は、周囲の伝統的な建造物と調和するように努める。 | □ |
| ○　公共空間（道路や河川、公園等）への正面性に配慮しつつ、周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、壁面の後退や分節化などにより、圧迫感を与えないように配慮する。 | □ |
| ○　道路に面した車両の出入口は、必要以上に大きくならないようにし、町並みの連続性に配慮する。 | □ |
| ○　共同住宅では、バルコニー等の形態の工夫により、公共空間（道路や河川、公園等）から洗濯物などが見えにくくなるように配慮する。 | □ |
| ○　屋外階段は、建築物本体との一体感や調和に配慮する。 | □ |
| ○　屋外に設置される建築設備等については、公共空間（道路や河川、公園等）から目立たないような場所への設置や目隠しの設置について配慮する。 | □ |
| ○　自然素材の使用に努める。 | □ |
|  | 色彩の基準 | ○　建築物の外壁や工作物の外観を構成するものの色彩は、周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、表1のとおりとする。 | □ |
| ○　各立面につき、当該面積の10分の１以下の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、表1は適用しない。 | □ |
| ○　建築物の外壁や工作物の外観を構成するものは、落ち着きのある色調を基本とする。 | □ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築物及び工作物に関する基準 | 形態・意匠 | 色彩の基準 | 〇　多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する色の数や面積等のバランスに十分配慮する。 | □ |
| ○　着色していない木材、土壁（漆喰仕上げを含む）、石材、ガラス、金属等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、表1は適用しない。 | □ |
| ○　他の法令により定められた色彩については、この制限を受けないものとする。 | □ |
| 形態・意匠への配慮・工夫事項の説明 |  |
| 門塀・擁壁等 | ○　伝統的な町家が比較的連なる道路に面する側は、町並みと調和するような門、塀等を設けるなどの修景に努める。 | □ |
| ○　道路に面して擁壁等を設ける場合は、その前面に植樹するなど周囲に圧迫感を与えないように配慮する。 | □ |
| 門塀・擁壁等への配慮・工夫事項の説明 |  |
| 仮設物 | 〇　仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の快適性を考慮するとともに、良好な景観を損なわないように、設置場所、形態、色彩等に配慮する。 | □ |
| その他の基準 | 夜間景観 | ○　良質な夜間景観を演出するように努める。 | □ |
| ○　屋外の照明は、周辺環境に配慮し過剰な光が周囲に拡散しないように配慮する。 | □ |
| ○　屋外の照明は、建築物や工作物の形態・意匠や用途に合わせ、それぞれにふさわしい色温度となるように配慮する。 | □ |
| 屋外広告物 | 〇　川越市屋外広告物条例や関係法令を遵守する。 | □ |
| ○　大規模な広告物は禁止する。 | □ |
| ○　屋外広告物は、屋根の連続がつくるスカイラインや町並みの連続性を阻害しないようにする。 | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| その他の基準 | 屋外広告物 | ○　色彩は、町並みと調和したものとする。 | □ |
| 緑化等 | ○　大樹や古木の保全に努める。 | □ |
| ○　既存樹木については、できる限り保存し活かす。 | □ |
| ○　住宅地における道路に面する側は、生け垣などによる緑化に努める。 | □ |
| ○　公共空間（道路や河川、公園等）に接する部分については、緑化を図るなど、空間のつながり方に配慮する。 | □ |
| ○　規模の大きな敷地は、積極的に緑化に努める。 | □ |
| ○　空き地及び屋外駐車場の道路に面する側は、生け垣などによる緑化に努める。 | □ |
| 自動販売機 | ○　自動販売機は町並みと調和するよう配置やデザインに配慮する。 | □ |
| まちづくりのルール | ○　都市景観の形成に資する地域住民等による自主的なまちづくりのルールを尊重する。 | □ |
| その他の基準への配慮・工夫事項の説明 |  |

|  |
| --- |
| 地域が定めた自主的な規定です。景観法等に基づくものではありません。 |
| 自主規定 | ○　空き地及び屋外駐車場においては、管理を徹底する。 | □ |
| ○　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における第２条第６項店舗型性風俗特殊営業と第２条第７項無店舗型性風俗特殊営業を禁止する。 | □ |

＜表１　川越十ヵ町地区の色彩の範囲＞

（数値はマンセル表色法によるマンセル値）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 色相 | 明度 | 彩度 |
| 7.5R〜7.5Y（7.5Yは含まない） | 2を超え8未満 | 6以下 |
| 8以上9未満 | 2以下 |
| 7.5Y〜7.5GY(7.5GYは含まない) | 2を超え8未満 | 4以下 |
| 8以上9未満 | 2以下 |
| 7.5GY〜7.5RP(7.5RPは含まない) | 2を超え8未満 | 2以下 |
| 7.5RP〜7.5R(7.5Rは含まない) | 2を超え8未満 | 4以下 |
| 8以上9未満 | 2以下 |

備考　チェック欄については、該当する□にレ点を記入してください。